

## いわき市低入札価格調査制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を適用する工事（以下「対象工事」という。）は、いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱（平成22年9月17日制定。以下「総合評価要綱」という。）の規定に基づき総合評価方式により行う工事とする。

### (調査基準価格)

第3条 対象工事において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、市長が別に定める算定方式により算定する額とする。

2 調査基準価格は、いわき市職務権限規程（昭和59年いわき市訓令第7号）第32条の規定により専決権の授与を受けて、工事請負に係る予定価格及び最低制限価格の決定を行う者が定めることが出来るものとする。

3 前項により定められた調査基準価格は、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第117条に規定する予定価格を記載した書面に併記するものとする。

### (失格基準)

第4条 低入札価格調査制度において、調査基準価格を下回る入札を行った者が、当該契約の内容に適合した履行がされない蓋然性(がいぜんせい)が高いと認められる場合の基準を設けるものとする。

2 対象工事の入札公告（以下「入札公告」という。）において、入札者が提出する工事費内訳明細書について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を満たしていな

い場合は、当該入札者を失格と判断するものとする。

- (1) 直接工事費 予定価格算出の基礎となった額の100分の92に相当する額以上であること。
- (2) 共通仮設費 予定価格算出の基礎となった額の100分の85に相当する額以上であること。
- (3) 現場管理費 予定価格算出の基礎となった額の100分の85に相当する額以上であること。
- (4) 一般管理費等 予定価格算出の基礎となった額の100分の63に相当する額以上であること。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、入札公告において、財務規則第112条各項に定める事項及び総合評価要綱第5条に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事であること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表すること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価要綱第7条の規定による評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の調査に協力すべきこと。

(調査の対象)

第6条 評価値の最も高い入札者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は、当該入札者を低入札価格調査の対象者（以下「低入札調査対象者」という。）とし、低入札価格調査制度による調査により落札者等を決定する。

(調査の実施)

第7条 前条の規定による調査は、工事を担当する課等の長（以下「工事担当

課等の長」という。)が行ない、その結果については、いわき市建設業者選定委員会設置要綱(昭和44年4月1日制定)第6条の規定により置かれるいわき市建設業者選定委員会(以下「委員会」という。)の部会(以下「部会」という。)に報告するものとする。

2 部会は、前項の調査の結果について報告を受けた場合は、契約の内容に適合した契約がなされるかどうかを審議するものとする。

3 第1項の調査に当たり、工事担当課等の長は、低入札調査対象者に次の各号に掲げる書類の提出を求め、当該低入札調査対象者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由(第1号様式)

(2) 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の詳細内訳(第2号様式)

(3) 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況(第3号様式)

(4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況(第4号様式)

(5) 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連(地理的条件)(第5号様式)

(6) 手持ち資材の状況(第6号様式)

(7) 手持ち機械・設備の状況(第7号様式)

(8) 資材の購入先及び入札者との関係(第8号様式)

(9) 労務者の確保や配置内容(第9号様式)

(10) 過去に施工した公共工事名及び公共工事の施工成績(第10号様式)

(11) 経営状況及び信用状況(第11号様式)

(12) その他必要な事項を記載した書類

(適合した履行がなされると認められるとき)

第8条 前条第2項の規定による部会の審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、低入札調査対象者を落札者等とするものとする。

(適合した履行がなされないと認められるとき)

第9条 第7条第2項の規定による部会の審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、委員会においてその結果の妥当性につい

て審議を行うものとする。

- 2 前項の規定による委員会の審議の結果において、第7条第2項の規定による部会の審議の結果が妥当であると判断した場合は、低入札調査対象者を失格とするものとする。この場合において、入札を行った他の者のうち最も評価値の高い入札者（以下「次点者」という。）が調査基準価格を下回った場合は、当該入札者を低入札調査対象者とし、同様に第7条第1項の規定による調査を行うものとする。ただし、次点者が調査基準価格を下回っていない場合は、当該次点者を落札者等とするものとする。
- 3 第1項の委員会の審議の結果において、第7条第2項による審議の結果を妥当であると判断せず、低入札調査対象者について適合した履行がなされると認められた場合は、当該対象者を落札者等とするものとする。

（低入札価格調査結果の公表）

第10条 第7条第2項又は前条第1項の規定により審議を受けた調査の結果については、いわき市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する要綱（平成13年3月30日制定）に基づく公表と併せて、調査結果の概要（第12号様式）を公表するものとする。ただし、公表することにより低入札調査対象者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の入札の執行に支障を来たすおそれがあるものについては、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

第1号様式（第7条関係）

当該価格で入札した理由書

年 月 日

いわき市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

（JVの場合はJV名を併記すること。）

下記工事の入札に関し、当該価格で入札した理由は下記のとおりです。

工 事 名	
施行場所	
入札価格	
入 札 日	
理 由	
作成者職・氏名	
連絡先電話番号	

第2号様式（第7条関係）

工 事 費 内 訳 書

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	備考

- ※ 積算の根拠となる見積りなどがあれば添付すること。
- ※ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳も記載すること。

第3号様式（第7条関係）

対象工事の施工地付近における手持工事の状況

発注者	元請・下請 の区別	工 事 名	施工場所	請負金額 (千円)	工 期		備 考
					着 工	完 成	

- ※ 備考欄には、工事ごとに配置技術者等を記載すること。
- ※ 対象工事現場付近（半径 10km 程度）における手持ち工事を記載し、工事名、施工場所を記載した図面（縮尺は任意）を添付すること。

第4号様式（第7条関係）

対象工事に関連する手持ち工事の状況

発注者	元請・下請 の区別	工 事 名	施工場所	請負金額 (千円)	工 期		備 考
					着 工	完 成	

- ※ 備考欄には、工事ごとに配置技術者等を記載すること。
- ※ 対象工事の同種又は同類の工事を記載すること。

第5号様式（第7条関係）

契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

事業所名等	所在地	電話番号等	対象工事箇所までの距離	対象工事箇所までの時間





第8号様式（第7条関係）

対象工事の資材の購入先及び購入先と入札者との関係

品名	規格 型式	単位	数量	購入（予定）先名			備考
				業者名	所在地	入札者との関係	

- ※ 入札者との関係の欄には、購入（予定）先業者との関係を記入すること。（例：協力会社、同族会社、資本提携会社等）
- ※ 購入（予定）先業者と特別な関係がある場合は、関係を証明する規約及び登録書等を添付すること。

第9号様式（第7条関係）

対象工事に係る労務者の確保や配置内容

工種	職種	単価	員数	下請会社との関係（下請会社名等）
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	
			( )	

※ 員数には、自社労務者と下請労務者との合計を記入し、自社労務者がある場合には（ ）内に内書きすること。  
※ 下請会社との関係には、下請の会社名のほか、協力会社、同族会社、資本提携等具体的にその関係を記入すること。

第 10 号様式（第 7 条関係）

過去に施工した公共工事及び施工成績

発注者	工 事 名	請 負 金 額 (千円)	工 期	施工成績	備 考

※ 過去 2 年以内の国、県、市町村等を含む公共工事（直近から 20 件以内）を記載し、備考欄には、工事ごとに工事概要を記載すること

※ 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って契約した工事は、備考欄に◎印をつけること。

経営状況及び信用状況

項 目	内 容
過去 3 年間に於ける建設業 法違反の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合は、時期、内容、処分状況について記入すること。
過去 3 年間に於ける不渡り の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合は、時期、内容等について記入すること。
過去 3 年間に於ける賃金不 払いの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合は、時期、内容について記入すること。
過去 3 年間に於ける下請負 代金の支払遅延事実の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合は、時期、内容、処分状況について記入すること。
過去 3 年間に於ける入札 参加資格制限（指名停止） の有無 ※いわき市以外の団体によ る措置も含む	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 有の場合は、時期、内容、指名停止期間について記入すること。

※ 「無」又は「有」に✓（チェック）を付けること。

※ 添付書類（チェック項目に関わらず提出すること。）

- 1 直前 3 年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書（財務諸表）
- 2 直前 3 年の各営業年度における工事施工金額の分かる資料
- 3 いわき市内に主たる営業所を有する者及びいわき市外に主たる営業所を有する者でいわき市内に支店・営業所を有する者は、法人市民税（個人の場合は市県民税）に係る納税証明書
- 4 いわき市外に主たる営業所を有する者でいわき市内に支店・営業所を有さない者は、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

## 低入札価格調査結果の概要

工 事 名			
工 事 の 場 所			
開札の日時及び場所			
予 定 価 格		入 札 価 格	
調 査 対 象 業 者 名		工 事 担 当 課	
書 類 提 出 日		判 断 日	
1	調査による判断結果	適合・失格	
2	当該価格で入札した理由及び入札価格		
3	当該工事施工地付近の手持ち工事の状況		
4	当該工事に関連する手持ち工事の状況		
5	当該工事の施工地と入札者の事業所等との関連（地理的条件）		
6	手持ち資材の状況		
7	手持ち機械・設備の状況		
8	資材購入先及び入札者との関係		
9	労務者の確保や配置内容		
10	過去に施工した公共工事の施工成績等		
11	経営状況及び信用状況		